

五島市監査委員公表第5号

平成18年度の定期監査報告に係る措置状況について、
五島市長から通知があったのでその写しを、別紙のとおり
公表する。

平成19年6月11日

五島市監査委員 高 木 長 幸

五島市監査委員 熊 川 長 吉

平成19年5月31日

五島市監査委員 高木長幸様

五島市監査委員 熊川長吉様

五島市長 中尾郁子

平成18年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成19年2月1日付け18五監第354号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査の対象 社会福祉課

2 指摘事項及び講じた措置

補助金関係事務について

ア 指摘事項

五島市身体障害者福祉協会の収支決算書において、総収入額と総支出額の差引金額を全額繰り越しているが、本来、繰越金が出るような事業では補助金を見直すべき。

繰り越すにしても、市の補助金の10%程度にとどめるべきである。事業内容を精査し、返納等の措置を講じられたい。

イ 講じた措置

五島市身体障害者福祉協会の平成18年度五島市身体障害者福祉協会事業費補助金の実績事業内容を十分精査し、平成19年5月10日、同協会に対し、本件補助金交付確定額を1,527,239円とし、交付決定額との差額157,761円の返還を命じ、同年5月22日に納付された。

今後は、補助対象経費とその他の収入を充てる経費を明確にし事業を行うことで、適切な処理を行うよう指導した。

ア 指摘事項

五島あすなろ作業所の収支決算書において、総収入額と総支出額の差引金額2,965,818円を繰り越しているが、市へ返納している890,000円と翌月払いの工事等の経費を差し引いた1,000,000円程度は返納させるべき。

イ 講じた措置

繰越総額である2,965,818円については、内容を精査したところ補助対象事業である長崎県地域活動助成事業における繰越額は1,333,073円であり、その内訳は補助金返納分890,000円と補助金の10%以内である443,073円であり、差額繰越額の1,632,745円は当該補助対象外事業での当団体の自主努力の結果であることが判明した。(別紙資料)

また、17年度決算及び18年度予算について支出経費を補助対象経費と補助対象外経費に細分化し、精査した結果、他の類似団体と比較しても長崎県地域活動助成事業における補助対象経費の割合は突出していないことから、すでに交付済みである補助金について交付決定の実績(活動)は適正であると認められるので、指摘の返納には至らないと判断した。

なお、所管課である社会福祉課に対し、本件指摘事項を踏まえ不適正な事務処理がないよう補助金申請段階における補助目的及び補助対象の明確化を再度精査し、補助金の交付決定や額の確定に当たって審査の徹底を行うなど、五島市補助金等交付規則に則った事務処理を行うよう確認するとともに、補助事業者に対し、申請時における補助対象と補助対象外の区分を明確にすることとし、再度の指摘がないよう指導した。